税理士試験/要点整理シリーズ〔追録〕 平成22年度

■改正税法早わかり

~ 目 次 ~

はじめに

- I 個人所得課税(所得税法)
- Ⅱ 法人課税(所得税共通項目を含む)(法人税法・所得税法)
- Ⅲ 国際課税(法人税法)
- Ⅳ 資産課税(相続税法)
- V 消費課税(消費税法)

《ま え が き》

平成22年版 改正税法早わかり

⇔ 平成22年度改正のポイント利用方法

この「平成22年度改正税法早わかり」は、税理士試験受験者のために、改正法項目を表欄 形式により整理したものですが、ご利用にあたっては以下の点にご注意ください。

- (1) 政令・省令事項改正内容の詳細は、受験雑誌等の続報記事にてご確認ください。
- (2) 本文中の項目には、今後(本年又は来年)の税理士試験の受験勉強の便のため、以下のような区分で、「改正の概要」「重要度」を表示しました。
 - ◎……重要な学習項目
 - ○……学習しておくべき項目
 - △……受験上無視してもよい項目

税理士試験においては、その年の法令等の適用日(今年度は平成22年4月12日)に施行されている法令に基づいて実施されています。

はじめに

1 税制の現状について

我が国では、戦後のシャウプ勧告により、公平性を重視するとともに恒久的・安定的な税制を目指すという理念の下に、課税ベースを広く取った直接税中心の税体系への改革が行われました。しかしその後、半世紀以上にわたる変遷の中で、各種の租税特別措置の導入や所得控除の拡大等による課税ベースの縮小、所得課税・資産課税における累進性の緩和など、当初の税制からは相当に形が変わりました。

その過程において、税制が複雑になりすぎたり、一部に既得権が生まれたり、あるいは税を払うことでどれだけの恩恵があるのか、すなわち受益と負担の関係が不明確になったりと、納税者から見た「納得」という観点から大きくかけ離れた形になってしまっています。また構造的な財政赤字は、現行税制が税における「十分性の原則」、すなわち社会保障などの必要な財政需要を賄うのに必要な租税収入を確保すること、を満たせなくなっていることを示しています。

2 税制改革の視点

このような現行税制の抱える問題点を払拭すべく、厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変化に適応した新たな税制を構築することは、新しい国のかたちを作るために必要不可欠です。

特に税制は「代表なくして課税なし」の言葉に象徴されるように、議会制 民主主義の根幹をなすものであり、そのあり方については主権者たる国民、 すなわち納税者にとって納得できるものでなければなりません。したがっ て、税制論議を行うに際しては、常に納税者の立場に立って論議を行うこ とが必要です。

税制全般の抜本改革を進めるに当たっては、こうした考え方から、以下の視点に特に重点を置きます。

3 平成 22 年度税制改正の考え方

平成22年度税制改正(以下「本改正」といいます。)は、平成22年3月24日に可決・成立し同年4月1日から施行されることとなりました。

本改正は、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適

応し、国民が信頼できる税制を構築する観点から、税制全般にわたる改革 に取り組むこととしています。

こうした取組の第一歩として、本改正においては、「控除から手当へ」等の観点からの扶養控除の見直し、国民の健康の観点を明確にしたたばこ税の税率の引上げ、「新しい公共」を支える市民公益税制の拡充、納税者の視点に立った租税特別措置等の見直し、その他の各般の税目にわたる所要の措置を一体として講じます。

I 個人所得課税 (所得税法)

≪改正のポイント≫

- 1 年少扶養親族(扶養親族で年齢 16 歳未満の者) に係る扶養控除を廃 止する。
- 2 特定扶養親族(扶養親族で、年齢 16 歳以上 23 歳未満の者) のうち 年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る 25 万円の上乗せ部分を廃止する。
- 3 特別障害者控除の額に所得税35万円を加算する。
- 4 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例について、平成22年12月31日(改正前:平成22年3月31日)まで適用した上、廃止する。
- 5 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例について、適用期限(平成22年12月31日)の到来をもって廃止する。

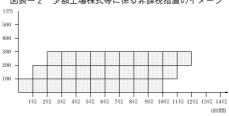
重要度	項目		法	令	改正の内容		適用関係
	扶養控除見直し	0	新所 三十 二~ 法185 190,19 2 0 3 203の 表2~ 5,	法2 四三三,同同 元187, 04,195, の3, の5,別 22年	① 年少扶養親族(扶養親族のうま者をいいます。以下同じです。) 廃止します。 ② 特定扶養親族(扶養親族のう意 歳未満の者をいいます。以下同じを動き、以下同じを動き、以下同じを動き、以下同じを動き、以下同じを動き、以上19歳未満の者に係るの上乗せ部分を廃止し、扶養控門とします。 ③ 扶養控除の見直しに伴い、給予等申告書及び公的年金等の受給、書並びに給与所得及び公的年金等の受給、書並びに給与所得及び公的年金等いてその記載事項及び様式の見間の措置を講じます。 図表 1 改正後の扶養控除(所得63万円 場方円 場方円 場方円 場方円 場方円 は 定義性除 (成年)	に係る扶養控除を 5、年齢16歳以上23 ごです。)のうち、 3 扶養控除の25万円 余の額を所得税38万 与所得者の扶養控除 号の扶養親族等申告 等の源泉徴収票につ 直しを行うなど所要	①から②の成 23年以税適 23年以税適 のの成23年以税適 の成23年1 月1日払う等年い では、平1 日立ます。

0	同居特別障 害者加算の 特例の改組	新所法79 ②③④,同 法185~187, 190,194,195, 203の3,203 の5,別表2 ~別表5 平成22年 改正法附 則5,	① 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に所得税35万円を加算する措置(同居特別障害者加算の特例措置)について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に所得税35万円を加算する措置に改めます。 ② 上記①の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項及び当該申告書の提出された給与所得に係る源泉徴収税額の計算の特例の整備を行うなど所要の措置を講じます。	①,②の改正 は、平成23年 分以後の所 得税につい て適用します。
0	少額上場株 式等に係る 非課税措置 の創設	Ø8,	①非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設 した非課税口座において管理されている上場株式等 (以下「非課税口座内上場株式等」といいます。) に係る配当等でその非課税口座の開設の日の属する 年の1月1日から10年内に支払を受けるべきもの(当 該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取 扱いをするものに限ります。)については、所得税 を課さないこととします。	①の規定は、 平成24年1 月1日以を24年1 支払べらを 税口を主要内 場株配 い 場株配 に つれます。 用されます。
		新措法37 の14①, 平成22年 改正法附 則64	②非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税 居住者等が、非課税口座の開設の日の属する年の 1月1日から10年内にその非課税口座に係る非課税 口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託 等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡 所得等については、所得税を課さないこととします。 また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失 金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ない ものとみなします。	②の成24年1 規24年1 規24年1 定課係後の座式及の座式及の座式及の座式及のでは20 がいさがいた。 がいれてであります。 がいれてであります。 がいれてであります。
		新措法37の14⑤	③非課税口座 イ 「非課税口座」とは、居住者等(その年1月1日において満20歳以上である者に限ります。)が、上記①及び②の非課税の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所に対し、その者の氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書に非課税口座開設確認書を添付して提出することにより平成24年から平成26年までの各年において設定された上場株式等の振替記載等に係る口座(1人につ	

き1年1口座に限ります。)をいいます。

- ロ 非課税口座には、その設定の日からその年12月 31日までの間に当該非課税口座を設定された金融 商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式 等(その非課税口座を設定した時からの取得対価 の額の合計額が100万円を超えない範囲内のもの に限ります。) 及び当該上場株式等を発行した法 人の合併等により取得する合併法人株式等のみを 受け入れることができます。
- ハ 非課税口座内上場株式等の範囲は、上場株式等 に係る10%軽減税率の対象となる上場株式等と同 様とします。

図表-2 少額上場株式等に係る非課税措置のイメージ



○ 生命保険料 新所法76. 控除の改組 平成22年

即4

改正法附

① 生命保険料控除の合計適用限度額

生命保険料控除を改組し、次の②から⑤までによ る各保険料控除の合計適用限度額を所得税120.000 円とします。

② 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係 る控除

イ 介護医療保険料控除

平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害 保険会社等と締結した保険契約等(以下「新契約」 といいます。) のうち介護 (費用) 保障又は医療 (費用)保障を内容とする主契約又は特約に係る 支払保険料等について、一般生命保険料控除と別 枠で、適用限度額40,000円の所得控除(介護医療 保険料控除)を設けます。

- ロ 一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金 保険料控除の適用限度額は、それぞれ所得税 40,000円とします。
- ハ 各保険料控除の控除額の計算 上記イ及びロの各保険料控除の控除額の計算は、 図表-3のとおりです。

平成24年分 以後の所得 税について 適用します。

図表-3 所得税の保険料控除の控除額(新契約分)

年間の支払保険料等	控 除 額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

- ニ 新契約については、主契約又は特約の保障内容 に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各 保険料控除に適用します。
- ホ 異なる複数の保障内容が一の契約で締結されて いる保険契約等は、その保険契約等の主たる保障 内容に応じて保険料控除を適用します。
- へ 剰余金の分配や割戻金の割戻し(以下「剰余金の分配等」といいます。)については、主契約と 特約のそれぞれの支払保険料等の金額の比に応じ て剰余金の分配等の金額を按分し、それぞれの支 払保険料等の額から差し引くこととします。
- ③ 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に 係る控除

平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保 険会社等と締結した保険契約等(以下「旧契約」と いいます。)については、従前の一般生命保険料控 除及び個人年金保険料控除(それぞれ適用限度額 50,000円)を適用します。

④ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用 を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方の支払保険料等について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記②口及び③にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(所得税上限40,000円)とします。

- イ 新契約の支払保険料等につき、上記図表-3の 計算式により計算した金額
- ロ 旧契約の支払保険料等につき、次の図表-4の 計算式により計算した金額

図表-4 所得税の保険料控除の控除額(旧契約分)

年間の支払保険料等	控 除 額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

|上場会社等| 措法9の6. 式の公開買 10③,平成 付けの場合 22年改正 のみなし配措法附則 当課税の特 51

上場会社が公開買付けの方法により自己株式を購入 の自己の株 同法37の する場合には、これに応じた個人株主に対して「みな し配当 | 課税をせずに譲渡所得課税が行なわれるとい う、特例措置が設けれらています。

> この上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合の みなし配当課税の特例について、平成22年12月31日(改 正前:平成22年3月31日)まで適用する措置を講じた 上、廃止します。

図表-5 上場株式等の自己株式の公開買付けの場合の特例



◎ | 平成13年9 | 措法37の に取得した 成22年改 上場株式等 正措法附 の取得費の 則63 特例

居住者等が、平成13年9月30日以前から引き続き所 月30日以前 11の2,平 有していた上場株式等(同年10月1日に上場株式等に 該当した一定もの。以下「特例対象株式」といいま す。) を平成15年1月1日から平成22年12月31日まで の間に譲渡した場合には、選択により、その特例対象 株式の譲渡所得の金額の計算上控除する取得費の金額 を、平成13年10月1この平成13年9月30日以前に取得 した上場株式等の取得費の特例について、適用期限(平 成22年12月31日)の到来をもって廃止します。

① 取得費の選択方法

特例対象株式を譲渡した場合における取得費の選 択について、みなし取得費を適用するかどうかは納 税者の選択によるため、本来の取得費 (所法48③) が算定できる場合には、みなし取得費を選択せずに、 本来の取得費の額により所得金額を計算することも 可能となります。

なお、特例対象株式を譲渡した場合は、図表-6 の取得費の確認方法 (フローチャート) を検討して 選択適用して下さい。

社が た株ま る課 例(い	中小会 日指法3° 発行し 税の特 いかず 間 13 指法370 指法370 指法370	発行された特定中小会社の株式(以下「特定株式」という)を払込みにより取得した居住者等については、一定の要件に該当する場合には、次の特例を適用することができます。 ① 特定株式の取得に要した金額の控除等
	13の2① 措法37の 13の2④	3 特定株式に係る譲渡損失の金額の繰越控除の 特例 この特定中小会社が発行した株式に係る課税の 特例の対象となる特定中小会社の範囲から、地域 再生法に規定する特定地域再生事業会社を除外し ます。
益証 信託	特定受 新措法 9 参発行 の4の2, (日本 平成22年 社証券) 改正措法 附則50	

		新措法37 の10, 平成22年 改正措法 附則60	② 居住者等が上場特定受益証券発行信託の終了又は 一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資 産の価額については、その全額を、株式等譲渡所得 等の収入金額とみなして課税するとともに、株式等 証券投資信託等の償還金等の支払調書等の対象とし ます。	します。 ②の規定は、 平成22年4 月1日以後の 公募券投資等 証券等の一部つい で の の の の の の の の の の の の の の の の の の
\triangle	特定口座の 受入れ上場 株式等の範 囲の拡大	の10の2⑤ 十八,十九, 二十	株式投資による収益の申告手続を簡便にする趣旨で設けられている特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次のものを追加します。	
		平成22年改正措令附則17②	① 上場株式等以外の株式等を発行した法人の合併 (その法人の株主等に合併法人株式又は合併親法 人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに 限ります。)によりその株主が取得する合併法人 株式又は合併親法人株式	①平月左定の取併式資親に加り、平月1日記す合得法若又法のは合株は人り合株出人い合株出併式適用します。
		平成22年 改正措令 附則17③	② 上場株式等以外の株式等を発行した法人の分割 (その分割法人の株主等に分割承継法人株式又は 分割承継親法人株式のいずれか一方のみの交付が されるものに限ります。) によりその株主が取得 する分割承継法人株式又は分割承継親法人株式	②の成22年4月左定の取割の分法の取割の分法の取割す継式承株割人いする法又継式適にる法又継式適します。

		平成22年改正措令附則17④	③ 上場株式等以外の株式等を発行した法人の株式 交換(その法人の株主等に株式交換完全親法人株 式又はその親法人の株式のいずれか一方のみの交 付がされるものに限ります。)によりその株主が 取得する株式交換完全親法人株式若しくはその親 法人の株式又は当該法人の株式移転(その法人の 株主に株式移転完全親法人株式のみの交付がされ るものに限ります。)によりその株主が取得する 株式移転完全親法人株式	③平月左定交得交法若人はにる完のいすの成日記す換す換人しの株よ株全株で現立場では株式取式親式適定年後に株式取式親式産業は、4に規式取式親式法又転す転人つます。
\triangle	譲渡益課税 の対象とな る公社債の 範囲		割引の方法により発行される公社債等の譲渡による 所得税の課税の特例の対象範囲に、利子が支払われな い公社債(割引の方法により発行されるものを除きま す。)を追加します。	平成22年4 月1日以後に 行う公社債 の譲渡による 所得につい て適用します。
0	特定の居住 用財産の買 換え及びの 換の場。 長期譲渡の 特の 特例	の2~36の 5, 平成22年 改正措法	特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡に係る対価の額が2億円以下であることの要件を追加した上、その適用期限を平成23年12月31日(改正前:平成21年12月31日)まで2年延長します。	平成22年1 月1日以後に 行う居住用 財産の譲渡 について適 用します。
0	給与所得者 等が住宅資 金の貸付け 等を受けた 場合の課税 の特例	平成22年 改正措法	給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の 課税の特例について、平成22年12月31日の適用期限の 到来をもって廃止するとともに、同日以前に使用者か ら住宅資金の貸付け等を受けている者に対して本特例 を引き続き適用するための所要の経過措置を講じます。	給等が信任等 金無低はる利息をはいる。 はよる利力ではいる。 ではいる。 ではおいる。 ではおいる。 ではおいる。 ではおいる。 ではおいる。 ではおいる。 ではおいる。 ではおいる。 ではおいる。 ではおいる。 ではおいる。 ではおいる。 ではないる。 ではない。 では、 ではない。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

0	居住用財産 の買換え等 の場合の譲 渡損失の繰 越控除等		居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除 等の適用期限を平成23年12月31日(改正前:平成21年 12月31日)まで2年延長します。	平成23年1 月1日前の期間に係るもの については、 なお従前の 例によります。
0	特定居住用 財産の譲渡 損失の繰越 控除等		特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限 を平成23年12月31日(改正前:平成21年12月31日)ま で2年延長します。	
0	ク競技大会	旧措法41 の8①,新 所法9十 四		平成22年分 以後の所得 税について 適用します。
0	子ども手当等の非課税		① 子ども手当について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。 イ 所得税及び個人住民税を課さないこととします。 ロ 国税及び地方税の滞納処分による差押えを禁止します。 ② 高校の実質無償化について、所要の制度の整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。 イ 所得税及び個人住民税を課さないこととします。 ロ 国税及び地方税の滞納処分による差押えを禁止します。	

			③ 父子家庭に支給されることとなる児童扶養手当及び一部支給停止制度の廃止により支給されることとなる児童扶養手当について、所要の法律改正が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。 イ 所得税及び個人住民税を課さないこととします。 ロ 国税及び地方税の滞納処分による差押えを禁止します。	
0	所得税の寄	新所法78	寄附金控除の適用下限額を2千円(改正前:5千円)	平成22年分
	附金控除の	1,	に引き下げます。	以後の所得
	適用下限額	平成22年	図表一7 寄附金控除額	税について
	の引下げ	改正法附則2	客附金控除額	適用します。

Ⅱ 法人税課税 (所得税共通項目を含む) (法人税法・所得税法)

≪改正のポイント≫

- 1 グループ内(100%資本関係のある国内会社間)の取引等について、連結納税制度と同様に、その資産の譲渡損益をグループ外取引等の時点まで課税を繰延べる。
- 2 グループ内の内国法人間の寄附金について、支出法人において全額損金不算入とするとともに、受領法人において全額益金不算入とする。
- 3 グループ内の内国法人間の現物配当(みなし配当を含みます。)について、譲渡損益の計上を繰り延べる。
- 4 中小法人の特例制度については、資本金の額が5億円以上の法人の 100%子法人には適用しないこととする。
- 5 清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行する。その際、期限切れ欠損金の損金算入制度を整備する。
- 6 受取配当の益金不算入制度の負債利子控除額の計算の簡便法の基準 年度を見直す。
- 7 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度を廃止する。
- 8 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を平成24年3月31日まで2年延長する。
- 9 交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を平成24年3月31日まで2年延長するとともに、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を平成24年3月31日まで2年延長する。
- 10 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置 の適用期限を平成平成24年3月31日まで2年延長する。

重要度	項	目	法	令	改正の内容	適用関係
0	グルー	-プ法	新法	法 2	(1) 完全支配関係の定義	
	人税制	川の適	十二	の七	完全支配関係とは、一の者が法人の発行済株式等	
	用対象	法人	の六,	新法	の全部を直接若しくは間接に保有する関係として一	
			令4の	2	定で定める関係(以下「当事者間の完全支配の関係」	
					といいます。) 又は一の者との間に当事者間の完全	
					支配の関係がある法人相互の関係をいいます。	

なお、「一定で定める関係」とは、一の者(その者が個人である場合には、その者及びこれと特殊の関係のある個人(法令4①))が法人の発行済株式等(自己株式を除きます。)の全部を保有する場合におけるその一の者とその法人との間の関係(以下「直接完全支配関係」といいます。)となります。この場合において、その一の者及びこれとの間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人又はその一の者との間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の全部を保有するときは、その一の者は他の法人の発行済株式等の全部を保有するものとみなします。

新 法 令 4 の2②かっ こ書き

(2) 発行済株式等の全部保有の適用除外

上記(1)に掲げる発行済株式等は、その総数のうちに次に掲げる株式の数を合計した数の占める割合が5%に満たない場合のその株式を除きます。

- ① 法人の使用人が組合員となっている民法に規定する組合契約(民法167①)による組合(組合員となる者がその使用人に限られているものに限ります。)の主たる目的に従って取得されたその法人の株式
- ②新株予約権の募集事項の決定(会社法238②)における株主総会の決議(募集事項の決定の委任(会社法239①)に基づく決議及び公開会社における募集事項の決定の特則(会社法240①)の規定による取締役会の決議を含みます。)により法人の役員又は使用人に付与された新株予約権の行使によって取得されたその法人の株式(その法人の役員又は使用人が有するものに限ります。)

法令4①

(3) 特殊の関係がある個人の範囲

上記(1)に掲げる特殊の関係のある個人は、次に 掲げる者とします。

- ① 株主等の親族
- ② 株主等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者
- ③ 株主等(個人である株主等に限る。④において 同じ。)
- ④ 上記①から③に掲げる者以外の者で株主等から 受ける金銭その他の資産によって生計を維持して いるもの
- ⑤ 上記②から④に掲げる者と生計を一にするこれ らの親族

係がある法 の13①,同 人の間の資 法81の10, 産の譲渡取 平成22年 引等 改正法附 則22.27 新法法61 14(1)

|完全支配関||新法法61||①||完全支配関係がある法人の間の取引の損益

内国法人(普通法人又は協同組合等に限ります。) がその有する譲渡損益調整資産を他の内国法人(そ の内国法人との間に完全支配関係がある普通法人又 は協同組合等に限ります。) に譲渡した場合には、 その譲渡指益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡指 失額に相当する金額は、その譲渡した事業年度の所 得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入し ます。

図表-1 完全子会計間において工場の土地建物を譲渡し た場合

A 社 〔対象資産〕 上記②ハに記載した 連結法人間の譲渡損 工場の土地 益調整資産と同範囲 建物を譲渡 (A社の100%子会社) (A社の100%子会社)

月1日以後に 行なう譲渡 損益調整資 産の譲渡に ついて適用 します。

平成22年10

の13(1)かっ こ書き,新 法令122の

② 譲渡損益調整資産の定義

譲渡損益調整資産とは、固定資産、土地(土地の 上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを 除きます。)、有価証券、金銭債権及び繰延資産で 次の掲げるもの以外のものをいいます。

- (イ) 売買目的有価証券
- (ロ) その譲渡を受けた他の内国法人(完全支配関係 があるものに限ります。) において売買目的有価 証券とされる有価証券
- (ハ) その譲渡の直前の帳簿価額が千万円に満たない 資産(上記(イ)に掲げるものを除きます。)

交換等の課 の9①,

制度

税の繰延べ 平成22年 改正法附

則10

○ | 非適格株式 | 新法法62 | ① 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の 有する資産の時価評価損益

> 内国法人が自己を株式交換完全子法人又は株式移 転完全子法人とする株式交換又は株式移転 (適格株 式交換等及び株式交換等の直前にその内国法人とそ の株式交換等に係る株式交換等完全親会社等との間 に完全支配関係があった場合におけるその株式交換 等を除きます。以下「非適格株式交換等」といいま す。)を行なった場合には、その内国法人がその非 適格株式交換等の直前の時において有する時価評価 資産の評価益又は評価損は、その非適格株式交換等 の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金 の額又は損金の額に算入します。

の9①かっ

新法法61 ② 時価評価資産の定義

時価評価資産とは、固定資産、土地(土地の上に

平成22年10 月1日以後に 株式交換等 が行われる 場合につい て適用します。

適格事後設 立の制度の 廃止	l	存する権利を含み、固定資産に該当するものを除きます。)、有価証券、金銭債権及び繰延資産で一定で定めるもの以外のものをいいます。 適格事後設立制度を廃止します。	平成22年10 月1日前に事 後設立が行 われた場合 については、 なお従前の 例によります。
完全支配関係があるの間の場合を表現しています。	新法法37 ②,同法81 の6②, 平改22年 則18,25 新法法25 の2①, 平改正法附 則16	① 寄附金及び受贈益の取扱い イ 完全支配関係がある場合 (イ)寄附金の損金不算入 内国法人が各事業年度においてその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しません。 (ロ) 受贈益の益金不算入 内国法人がその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人がその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人から受けた受贈益の額(寄附金の損金不算入(法法37)の規定を適用しないとした場合にその他の内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される寄附金の額(法法37⑦)に対応するものに限ります。)は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しません。 図表-2 完全支配関係がある場合の寄附金及び受贈益の取扱い (概会社A社) (原会社A社) (原金社A社)	①イ(イ)の人にない。 では、

		法法37① 法法22② 新法法25 の2①,同 法37②,同 法81の6 ②	口 完全支配関係がない場合 (イ)寄附金の損金不算入 内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額(上記イ(イ)の規定の適用を受ける寄附金の額を除きます。)の合計額のうち、その内国法人のその事業年度終了の時の資本金等の額又はその事業年度の所得の金額を基礎として計算した損金算入限度額(法令73)を超える部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しません。 (ロ) 受贈益の益金算入 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算資を変更します。 (2) 適用対象法人 イ 完全支配関係がある場合の寄附金及び受贈益制度における適用対象 上記①イに掲げる完全支配関係ある場合の寄附金の全額損金不算入及び受贈益の全額額を全額で変更に表しています。 そこで、この規定の適用対象となるのは、「内国法人がその内国法人との間に完全支配関係(法人による完全支配関係に限ります。)」と規定されています。 そこで、この規定の適用対象となるので、場別ないに限定されることとなるので、個人及び外国法人が絡む寄附金については適用対象となりません。 ロ 実務上の留意点 本改正の取扱いは、完全支配関係がある内国法人間の寄附金及び受贈益について適用されますので、いわゆる「グループ法人単体課税制度」及び「連結納税制度」のどちらの制度も対象となります。	
0	現物分配	新法法62 の5③④, 平成22年 改正法附 則10②	① 現物分配による資産の譲渡 イ 適格分配の場合 内国法人が適格現物分配により被現物分配法人に その有する資産の移転をしたときは、その被現物分 配法人にその移転をした資産のその適格現物分配の 直前の帳簿価額(その適格現物分配が残余財産の全 部の分配である場合には、その残余財産の確定の時	平成22年10 月1日以後に 現物分配(残 余財産の分 配にあっては、 同日以後の 解散によるも

部の分配である場合には、その残余財産の確定の時 解散によるも の帳簿価額) による譲渡をしたものとして、その資 のに限りま 産の移転を受けたことにより生ずる収益の額は、そ す。)が行な の内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益 われる場合 金の額に算入しません。 について適 新法法62 ロ 被適格分配の場合 用します。 Ø5(1)(2) 内国法人が残余財産の分配又は引渡し(適格現物 分配を除きます。) により被現物分配法人その他の 者にその有する資産を移転するときは、その被現物 分配法人その他の者にその移転をする資産のその残 余財産の確定の時の価額による譲渡をしたものとし て、その譲渡利益額又は譲渡損失額は、その内国法 人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又 は損金の額に算入します。 新 法 法 2 2 現物分配法人の定義 十二の六 現物分配法人とは、現物分配(法人(公益法人等 及び人格のない社団等を除きます。) がその株主等 に対しその法人の次に掲げる事由により金銭以外の 資産の交付をすることをいいます。) によりその有 する資産の移転を行なった法人をいいます。 イ 剰余金の配当(株式又は出資に係るものに限 るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの 及び分割型分割によるものを除きます。) 若し くは利益の配当 (分割型分割によるものを除き ます。) 又は剰余金の分配(出資に係るものに 限ります。) ロ 配当等の額とみなす金額に掲げる事由 法法24① 3 被現物分配法人の定義(新法法2十二の六の二) 三~六 被現物分配法人とは、現物分配により現物分配法 人から資産の移転を受けた法人をいいます。 図表-3 孫会社株式を現物配当する場合 【改正前】 【改正後】 A 社 (親) A 社 (親) C社株式を 現物配当 簿価10 (時価100) B 社 (子) B 社 (子) C 社 (子) (注) 改正後は、簿価10のままA社に移転 可能(課税が生じない)。 C 社 (孫) (注) 現物配当されたC社株式について、 時価と簿価の差額90が課税対象。 ○ 自己株式等 新法法61 内国法人が、その有する株式を発行した他の内国法 平成22年10 人でその内国法人との間に完全支配関係があるものか 月1日以後に の譲渡 0.0206. 平成22年 らみなし配当の額が生ずる基因となる事由により金銭 生ずる一定

		改正法附 則21	その他の資産の交付を受けた場合等には、その事由により生ずる株式等の譲渡損益を計上しないこととします。	の事由により 金銭その他 の資産の交 付を受けた 場合等につ いて適用しま す。
0	グループ内組織再編成		対価が交付されない分割が行なわれた場合の分割型 分割と分社型分割との区分、対価が交付されない適格 合併及び適格株式交換が行なわれた場合の株式の譲渡 損益の計算方法等が明確化されました。	平成22年10 月1日以後に 合併、分割 及が株式交 換が行われ る場合につ いて適用しま す。
	受取配当の 益金不算入 制度におけ る負債利子 控除	④,同法81 の4④,	完全子法人株式等につき受ける配当等の額について は、負債の利子を控除せず、その全額を益金不算入と します。	平成22年4 月1日以後に 開始する事 業年度から 適用します。
	グループ内 の中小法人 の特例制度 の取扱い		中小企業向け特例措置の大法人の100%子法人に対する適用資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に係る次の制度(以下「中小法人の特例制度」といいます。)については、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等の100%子法人には適用しないこととします。 【中小法人の特例制度】 イ 軽減税率	平成22年4 月1日以後に 開始する事 業年度から 適用します。

V車がよかぶがけれ		図表 - 4 100% グループ法人内における中小法人の取扱い	
度	新法法57 ⑤,同法81 の9⑥,新 法令155の 21, 平成22年 改正法附 則10①	(1) 連結納税開始・加入前の子会社の欠損金の取扱い イ 欠損金の取扱い 連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴 う資産の時価評価制度の適用対象外となる連結子 法人のその開始又は加入前に生じた欠損金額を、 その子会社の個別所得金額を限度として、連結納 税制度の下での繰越控除の対象に追加します。 ロ 適用対象法人の範囲 上記イの適用対象法人は、次のとおりとなります。 (イ) 親会社に長期(5年超)100%保有されている法人 (ロ)親法人又は100%子法人により設立された 法人	平成22年4 月1日以後に 開始する事 業年度から 適用します。
	新法法4 の3①, 平成22年 改正法附 則12	(ハ) 適格株式交換による完全子法人等 (2) 連結納税承認申請期限の短縮 連結納税の承認申請書の提出期限について、その適用しようとする事業年度開始の日の3月前の日(改正前:6月前の日)とします。 (3) 連結納税グループへの加入時期の柔軟化	平成22年10 月1日から適 用します。
	新法法15 の2②, 平成22年 改正法附 則13	事業年度の中途で連結親法人との間に完全支配関係が生じた場合の連結納税の承認の効力発生日の特例制度について、連結加入法人の最初連結事業年度は、加入月次決算日の翌日からその翌日の属する連結親法人事業年度終了の日までの期間とされます。 (4) 連結納税開始等の際の子法人が有する資産に対する時価評価課税 連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う	平成22年10 月1日から適 用します。 平成22年10
	の5②四· 五,同法15	資産の時価評価制度について、その開始又は加入後 2月以内に連結グループから離脱する法人の有する	月1日以後に 連結納税義

		の2①四· 五,同法61 の11①かっ こ書き,新 法令122の 12①七, 平成22年 改正法令 附則14	資産を時価評価の対象から除外します。	務法規国間配する法すつは 新 4 の 2) ると全をと内保産適 このの資では 1 ののでは 1 の
				します。
0	みなし配当		① みなし配当課税と譲渡損失の計上	法人が平成
	の際の譲渡	新法法23	受取配当等の益金不算入制度(法法23①)及び外	22年10月1日
	損益	③,同法23		以後に取得
		の2②,同	23の2①)は、内国法人がその受ける配当等の額(自	を株式又は
		法61の2億,	己株式の取得に係るみなし配当(法法24①四)の規	出資に係る
		平成22年	定により、その内国法人が受ける配当等の額とみな	配当等の額
		改正法附	される金額に限ります。)の元本である株式等で、	について適
		則14,同附	その配当等の額の生ずる基因となる事由が生ずるこ	用します。
		則15	とが予定されているものの取得(適格合併又は適格	
			分割型分割による引継ぎを含みます。)をした場合 におけるその取得をした株式等に係る配坐等の類(そ	
			におけるその取得をした株式等に係る配当等の額(そ の予定されていた事由に基因するものとして下記②	
			の予定されていた事由に基因するものとして下記(の) に掲げるものに限ります。) については、適用しま	
			せん。	
			ただし、有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は	
			指金算入の規定(法法61の2 ¹⁶)の規定の適用があ	
			るものを除きます。	
			図表一5 みなし配当の際の譲渡損益	
			株式市場 A社株式を取得 B 社 の益金不算入制度の適用なし	
			※ 自己株式として取得され 公開買付に応募	
			ることを予定して取得した A 社株式を売却 株式が自己株式として取得	
			A 社 (公開買付実施)	
		新法令20	② 益金の額に算入されないみなし配当の範囲	
		の2	上記①における「その予定されていた事由に基因	
			するもの」とは、その内国法人の受けるその予定さ	
			れていた事由に基因する取得をした株式等(以下「取	
			得株式等」といいます。)に係るみなし配当で、図	

				表-6に定めるものとなります。	
				図表一6 益金の額に算入されないみなし配当の範囲	
				区 分 み な し 配 当 の 範 囲 取得株式等が適格合併、適格分割 その予定されていた事由がその被合併法人等の その取得株式等の取得の時においても生するこ 人、分補法人又は現物出資法人か ら移転を受けたものである場合 因する配当等の額 と記以外の場合	
			法法24①	③ 抱合い株式の譲渡損益の計上廃止(新法法242)	
			三~六	同法61の2(3))	
			_ / /	抱合株式(合併法人が保有する被合併法人株式)	
				については、非適格合併の場合においても譲渡損益	
				を計上しないこととします。	
ł	0	清算所得課	新注注50	 ① 解散による債務免除があった場合の欠損金の損金	平成22年10
	9	税の廃止	3,	算人	月1日以後に
		ルジル	平成22年	本へ 内国法人が解散した場合において、残余財産がな	解散(合併
			改正附則	いと見込まれるときは、その清算中に終了する事業	による解散及
			10(2)	年度(会社更生法等による債務免除等があった場合	び破産手続
			100	の欠損金の損金算入(法法59①)及び民事再生法等	開始決定に
				による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入	よる解散を除
				(法法59②) の規定の適用を受ける事業年度を除き	きます。) 若し
				ます。以下「適用年度」といいます。)前の各事業	くは破産手
				年度において生じた欠損金額で一定で定めるものに	続開始決定
				相当する金額は、その適用年度の所得の金額の計算	が行われる
				上、損金の額に算入します。	場合又は同
			新法令118	② 解散の場合の欠損金額の範囲	日以後に解
				解散による債務免除があった場合の欠損金の損金	散する法人
				算入(法法59③)に規定する欠損金額で一定で定め	の残余財産
				るものとは、次の(イ)に掲げる金額から(ロ)に掲げ	が確定する
				る金額を控除した金額とします。	場合におけ
				(イ) 適用年度終了の時における前事業年度以前の	る法人の各
				事業年度から繰り越された欠損金額の合計額	事業年度の
				(ロ) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰	所得に対す
				越し(法法57①)又は青色申告書を提出しなかっ	る法人税に
				た事業年度の災害による損出金の繰越し(法法	ついて適用し、
				58①) の規定により適用年度の所得の金額の計	同日前に解
				算上、損金の額に算入される欠損金額	散(合併によ
			新法法59	③ 手続規定	る解散を除き
			④⑤,新法	上記①の規定は、税務署長がやむを得ない事情が	ます。)が行
			規26の6①	あると認める場合を除き、確定申告書にこれらの規	われた場合
			三	定に規定する欠損金額に相当する金額の損金算入に	における法
				関する明細の記載があり、かつ、残余財産がないと	人の清算所
				見込まれることを説明する書類の添付がある場合に	得に対する

			限り適用します。	法人税につ いては、なお 従前の例に よります。
	適格合併等における欠損金の制限の見直し	2,	① 適用要件 適格合併において特定資本関係を有する会社の株式が包括承継される場合には、適格合併前の特定資本関係を制定すること等の措置が講じられます。 図表-7 適格合併等を行う場合の欠損金の引き継ぎの制限 A 社	平成22年10 月1日から適 用します。
	分割型会社 分割のみな し事業年度 等		 分割型分割については、みなし事業年度を設けないこととします。 合併類似適格分割型分割制度を廃止します。 売買目的有価証券、未決済デリバティブ取引に係る契約等を適格分社型分割等により移転する場合の処理について整備を行います。 	平成22年10 月1日から適 用します。
0	受取配当等 の益金不算 入制度	⑤,	受取配当等の益金不算入制度における負債利子控除 額の計算の簡便法の基準年度を平成22年4月1日から 平成24年3月31日までの間に開始した各事業年度(改	平成22年4 月1日以後に 開始する事

	改正法令附則2①	正前:平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した各事業年度)とします。 なお、改正後の簡便法の計算は、平成22年4月1日において存する法人のみが採用できます。 図表-8 簡便法の計算 基準年度における原則法により計算した負債利子の経験額の合計額(。) 「基準年度における原則法により計算した負債利子の経験額の合計額」は、関係法人株式等(発行済株式等の25%以上を有しており、かつ、配当等の額の支払に係る効力が生ずる日以前6月以上引き続き所有している場合におけるその株式等をいいます。)及び関係法人株式等以外の株式等に分けて計算します。	業年度から適用します。
特殊支配同 族会社にお主 字役員金不 の損金 入制度	①,旧法令	特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度について、廃止します。 特殊支配同族会社の役員給与に係る課税のあり方については、いわゆる「二重控除」の問題を踏まえ、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成23年度税制改正で講じます。	平月終業適いす成31終業得法い従よま年4に事らなま平月に事所るつおにのとまなり、31日で年に人で前るする。22年以し度対税はのとのとなりになりとなりにあります。
情報基盤強化税制	改正措法 附則55,同 附則77,同 附則78	情報基盤強化税制について、平成22年3月31日の適用期限の到来をもって廃止します(所得税についても同様とします。)。 なお、法人が平成22年3月31日以前に取得又は製作した情報基盤強化設備等を事業の用に供した場合には、なおその効力を有することとなります。	490
エネルギー 需給構造改 革推進投資 促進税制		エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、 対象設備から地方ガス天然ガス化設備等を除外する等 の見直しを行います(所得税についても同様としま す。)。 なお、適用対象設備の主な具体例は、図表-9のと おりとなります。	

0	中小企業等基盤強化税制		図表-9 エネルギー需給構造改革推進設備等の具体的な対象設備 適 用 対 象 設 備 主な具体例 新エネルギー利用設備等 太陽光発電設備 その他の石油代替エネルギー設備等 天然ガス自動車 省エネビル エネルギー使用合理化設備 高断熱窓設備 システム エネルギー使用制御設備 可変風量制御装置 エネルギー有効利用製造設備等 高性能機械組立設備 ① 中小企業等基盤強化税制について、対象から特定 旅館業を営む大規模法人に係る措置を除外します。	
	100	①四	② 中小企業等基盤強化税制を拡充し、資本金の額等が1億円以下の法人による仮想化ソフトウエア等を含む情報基盤強化設備等の取得に係る措置を追加します(所得税についても同様とします。)。	
0	優良賃貸住 宅の割増償 却制度		優良賃貸住宅の割増償却制度における中心市街地優 良賃貸住宅に係る措置について、平成22年3月31日の 適用期限の到来をもって廃止します(所得税について も同様とします。)。	中優宅増は、3月31年です。22以る住償「け住償な留され賃係却成122をれ来ので4年後優宅却高優宅却りまで、4月お賃割度者賃割みのて4月お賃割度者賃割みのても、10分割をは、10分割とは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割を
0	中小企業投資促進税制		中小企業投資促進税制の適用期限を平成24年3月31日(改正前:平成22年3月31日)まで2年延長します (所得税についても同様とします。)。	
0	中小企業者 等の少額減	新措法28	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金 算入の特例の適用期限を平成24年3月31日(改正前:	

	価償却資産 の取得価額 の損金算入 の特例		平成22年3月31日)まで2年延長します(所得税についても同様とします。)。 図表-10 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 区 分 取得価額 償却方法 少額減価償却資産 10万円未満 全額損金算入(即時償却) -括償却資産 20万円未満 3年間で均等償却(残存価額なし)中小企業者等の少額減価償却資産 30万円未満 全額損金算入(合計300万円限度)	
0	研究開発税制	新措法10 ⑥,同法42 の4⑥	試験研究費の増加額に係る税額控除(増加型)又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除(高水準型)を選択適用できる制度の適用期限を平成24年3月31日(改正前:平成22年3月31日)まで2年延長します(所得税についても同様とします。)。	平成20年4 月1日から平 成24年3月31 日までの間に 開始する各 事業年度か ら適用します。
©	交際費等の 損金不算入 制度		交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を平成24年3月31日(改正前:平成22年3月31日)まで2年延長するとともに、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を平成24年3月31日(改正前:平成22年3月31日)まで2年延長します。 なお、交際費等の損金不算入額の計算は、図表-11のとおりとなります。 図表-11 交際費等の損金不算入額 区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
0	使途秘匿金 の支出があ る場合の課 税の特例	新措法62	使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限を平成24年3月31日(改正前:平成22年3月31日)まで2年延長します。	
0	中小企業者 等以外の法 人の欠損金 の繰戻しに よる還付の 不適用措置		中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限を平成24年3月31日(改正前:平成22年3月31日)まで2年延長します。	

Ⅲ 国際課税 (法人税法)

≪改正のポイント≫

- 1 特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準(いわゆるトリガー税率)を20%以下(改正前:25%以下)に引き下げる。
- 2 外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人等の直接及び間接の外 国関係会社株式等の保有割合要件を10%以上(改正前:5%以上)に 引き上げる。
- 3 統括会社の実態に即した適用除外基準の見直しを行う。
- 4 内国法人等が外国法人から配当等を受ける場合には、その配当等の額 のうち、一定の金額を益金不算入とする。
- 5 非居住者又は外国法人が支払を受ける振替国債等の利子等を非課税 とする。
- 6 非居住者又は外国法人が支払を受ける民間国外債の利子等を非課税 とする。

≪外国子会社合算税制等の見直し≫

重要度	項目		法	令	改正の内容	適用関係
0	トリガー	"		法66	特定外国子会社等に該当することとされる著しく低	特定外国子
	率の引き	下	の6①),	い租税負担割合の基準(いわゆるトリガー税率)を20	会社等の平
	げ		新措	令39	%以下(改正前:25%以下)に引き下げます。	成22年4月1
			の14(<u>1</u>)	また、トリガー税率の計算における非課税所得の範	日以後に開
			同令	39の	囲から除くこととされている配当等に、外国法人の所	始する事業
			142) ー イ	在地国の法令により、二重課税排除を目的としたもの	年度から適
			(2),		として株式保有割合要件以外の要件により所在地国の	用します。
			平成	22年	課税標準に含まれないこととされる配当等を追加しま	
			改正	措令	す。	
			附則3	34①		
0	外国関係	会	新措	法66	外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人等の直	特定外国子
	社株式等	の	の6①),	接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合要件を10	会社等の平
	保有割合	要	平成	22年	%以上(改正前:5%以上)に引き上げます。	成22年4月1
	件		改正	措法		日以後に開
			附則兒	901		始する事業
1 1		- 1				年度に係る

				適用対象金額について適用します。
会社等	等の適 (外基準)	新措法66の6③④, 新措令39の15~17, 平成22年法 附則90① ~③	① 特定外国子会社等の適用除外基準について、次の措置を講じます。 イ 事業基準に関し、適用除外とならない「株式等の保有を主たる事業として営む法人」の判定上、統括会社が保有する被統括会社の株式等については、「株式等」から除外します。 ロ 非関連者基準の判定上、卸売業を主たる事業として営む統括会社が被統括会社との間で行うとします。 い 特定外国子会社等で所在地国基準又は非関連者基準を満たさないものが、事会適用対象を全額で育理支配基準を満たす場合の調を控除する措置を廃止します。 ク 用語の定義 イ 統括会社 統括会社とは、次のすべての要件を満たす特定外国子会社等をいいます。 (イ) 内国法人等により発行済株式等の全部を直接又は間接に保の有されていること (ロ) 二以上の被統括会社を有し、その被統括会社の事業を統括する業務として一定のものを行っていること (ハ) 所在地国において統括業務に係る関連を除きます。) を有すること (ハ) 所在地国において統括業務に係る関連を除きます。) を有すること (カ) が統任の表表としての要件を満たす外国法人をいいます。 (イ) 統括会社 、次のすべての要件を満たす外国法人をいいます。 (イ) 統括会社が、発行済株式等の25%以上を直接に保有する当該統括会社であって、外国法人に保有し、か知国法人等の同族関係者に係る関連者を除る関連者であった。 (イ) 統括会社が、発行済株式等の25%以上を直接に保有する当該統括会社の関連者(非関連るとし、内国法人等の同族関係者に係る関連者を除る関連者を除る同族関係者に係る関連者を除る関連者を表表して、外国法人等の同族関係者に係る関連者を表表して、外国法人等の同族関係者に係る関連者を表表して、外国法人等の同族関係者に係る関連者を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	特会社2年4月1日始すり 日本

			きます。)であること (ロ)在地国において、実体のある事業活動を行っていること ③ 添付書類 内国法人等に係る特定外国子会社等が統括会社に該当する場合には、当該特定外国子会社等が行う統括業務の内容及び被統括会社との資本関係図等を確定申告書に添付しなければならないこととします。	
0	資産性所得 の合算課税 制度の導入	の6③,	① 資産性所得の合算課税 特定外国子会社等に係る資産性所得合算課税制度 の導入特定外国子会社等のうち適用除外基準を満た す者であっても、図表-1に掲げる所得(以下「資 産性所得」といいます。)を有する場合には、当該 資産性所得について、内国法人等の当該特定外国子 会社等に対する株式等の保有割合に応じ、内国法人 等の所得に合算して課税します。 図表-1 資産性所得に該当するもの	始する事業 年度から適
			イ 株式保有網合10%未満の株式等の配当等に係る所得又はその譲渡(取引所又は 房頭における株式等の譲渡に限ります。)による所得 田 債券の利子に係る所得又はその譲渡(取引所又は店頭における債券の譲渡に限 ります。)による所得 ハ 工業所有権及び著作権(出版権及び著作隣接権を含みます。)の提供による所 得(特定外国子会社等により開発されたもの等から生ずる所得を除きます。) 品 船又は航空機の貸付けによる所得	
		新措法66	② 適用除外 特定外国子会社等の資産性所得の合計額が当該特定外国子会社等の税引前所得の5%相当額以下である場合又は特定外国子会社等の資産性所得に係る収入金額の合計額が1,000万円以下である場合には、本措置は適用しないこととします。 (注1)資産性所得の金額は、当該特定外国子会社等の課税対象金額を上限とします。 (注2)資産性所得に係る収入金額から直接経費(収支の関係が明らかなものに限ります。)を控除します。ただし、株式等の配当等及び債券の利子については、当期の支払利息を按分した金額の控除を認めます。 (注3)特定外国子会社等が行う事業(事業基準に掲げる事業を除きます。)の性質上、基本的かつ重要で欠くことのできない業務から生ずる上記①及び②の所得を除きます。)	
0	外国法人か	新措法66	内国法人等が外国法人から配当等を受ける場合には、	内国法人の

	不算入	の8, 平成22年 改正措法 附則90⑥	た金額を有さない者を除きます。)から受けた配 当等の額のうち、当該内国法人等が当該外国法人 を通じて間接に有する株式等に対応する部分の金 額に相当する金額の合計額 ② 当該他の外国法人につき合算対象とされた金額 のうち、当該内国法人等が当該外国法人を通じて 間接に有する株式等に対応する部分の金額の合計 額	平成22年4 月1日以する 開始年年で 国際 外国配い いのつい にします。
	民間国外債等の利子を金の課税の課税の制金の課税の特例	新措法6, 平成22年 改正措法 附則48	民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を撤廃します。 ① 指定民間国外債制度について、2年間の経過措置を講じた上、廃止します。 ② 非課税措置の対象から除かれる民間国外債について、軽課税国に本店等が所在する実体のない外国法人により発行される民間国外債に代えて、次のものとします。 イ その利子の額が民間国外債の発行者等の利益の額等に連動する場合の当該民間国外債のある者が有する当該民間国外債(注)発行者と特殊の関係のある者とは、発行者との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある者等をいいます。 ③ 国内金融機関等が支払を受ける上記②イ又は口に該当する民間国外債の利子について、源泉徴収を免除します。 ④ 民間国外債の発行者が提出すべき書類、特定民間国外債制度における利子受領者情報等について、所要の措置を講じます。	②から④まで の改正は、平 成22年4月1 日 以後れる 債 国国いて 適用 します。
\triangle	振替国債等 の利子の課 税の特例等	<i>の</i> 2,	① 適格外国証券投資信託の適用要件 次のいずれかに該当する外国投資信託(証券投資 信託又は公社債等運用投資信託に該当するものに限 ります。)は、適格外国証券投資信託に該当するも のとします。	原則として、 平成22年6 月1日以後に その計算期 間が開始す

- イ その設定に係る受益権の国外における募集が公 募により行われている外国投資信託で、次の要件 を満たすもの び同日以後
 - (イ) 当該受益権の国内における募集が公募のみに より行われること
 - (ロ) 上記(イ)の受益権に係る収益の分配が国内に おける支払の取扱者を通じてのみ交付されるこ と
- ロ その設定に係る受益権が、他の適格外国証券投 資信託(上記イに該当するものを含みます。)の 信託財産としてのみ取得される外国投資信託

② 非課税

非居住者又は外国法人が支払を受ける振替国債等 (利子が支払われるものに限ります。)の償還価額 と取得価額との差額について所得税及び法人税を非 課税とし、外国法人が支払を受ける特定短期国債の 償還価額と取得価額との差額について法人税を非課 税とします。

③ 適用手続

振替国債等の利子の課税の特例等に係る適用手続 について、次の措置を講じます。

- イ 適格外国仲介業者の承認制度について、源泉徴収義務者ごとの承認から振替機関ごとの承認とし、承認の取消事由を明確化した上、非課税のための口座の設定を受けている非居住者又は外国法人ごとの取引内容の報告及び各人別帳簿の作成を不要とします。
- ロ 非課税適用申告書について、源泉徴収義務者ご との所轄税務署長への提出を簡素化し、特定口座 管理機関又は適格外国仲介業者ごとに、これらを 経由して特定口座管理機関の所轄税務署長に提出 するとともに、非課税のための口座の設定の確認 等の事務が適正に行われると認められる特定口座 管理機関について承認を受けるものとします。
- ハ 所有期間明細書について、特定振替機関等が源泉徴収の計算の明細書を源泉徴収義務者に提出した場合には、その提出を不要とするとともに、適格外国仲介業者から利子等の受領者の情報を特定口座管理機関に通知させ、これを基に特定口座管理機関が振替国債等の利子の支払調書等を提出するものとします。

		④ 非課税のための口座の設定手続等について、所要 の措置を講じます。	
が受ける振替社債等の	3, 平成22年 改正措法	発行される振替社債等(利子が支払われるものに限り、その利子の額が振替社債等の発行者等の利益の額等に連動するものを除きます。)につき支払を受ける利子及び償還差益(償還価額と取得価額との差	平月1日のが振の同発定のに特債益適用して関す債及後る計算がに対します。

Ⅳ 資産課税(相続税法)

≪改正のポイント≫

- 1 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税 限度額(改正前:500万円)を平成22年中は1,500万円、平成23年中 は1,000万円に引き上げる。
- 2 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例について、特別控除の上乗せ(改正前:1,000万円)の特例を廃止し、年齢要件の特例の適用期限を2年延長する。
- 3 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、相 続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等(改正 前:200 ㎡まで50%減額)を適用対象から除外する。
- 4 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、一 の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要 件を判定することとする。
- 5 相続税の障害者控除について、控除額の算出に用いる年数を相続人等 が85歳(改正前:70歳)に達するまでの年数とする。

重要度	項	目	法	令		改正	の内容	適用関係	
0	直系尊	属か	措法7	70の2	現行制度の	現行制度の概要			
	ら住宅	取得			① 贈与	税の非課税制度	E	①の規定は、	
	等資金	の贈			経済危机	幾対策関係の税	制(平成21年6月26日公布)	平成21年1	
	与を受	きけた			により、	生前贈与の促進	能により高齢者の資産を活用	月 月1日から平	
	場合の	贈与			した需要	の創出を図るた	とめ、直系尊属から住宅取得	景 成22年12月	
	税の非	課税			等資金の	贈与を受けた場	場合で一定の要件を満たする	2 31日までの間	
	措置				きには、	その期間を通し	じて500万円まで贈与税を詞	果 に贈与により	
					さないこ	さないこととします。			
					なお、	なお、この特例は、暦年課税又は相続時精算課税			
					の従来の	の従来の非課税枠に併せて適用することができます。			
					図表-1	直系尊属から住	宅取得等資金の贈与を受けた	き 与について	
					場	合(改正前)		適用されます。	
					区分	贈 与 改 正 前	税 の 非 課 税 枠 経済危機対策による改正		
					暦 年 課 税		#世界 2000 内 R によう 以上 ##RP 110万円 + 500万円 = 610万円		
					相続時精算課税	*************************************	^{特別世際(企場報会な)} #異長券 3,500万円 + 500万円 = 4,000万円		
<u> </u>							<u> </u>		

	_		
	新措法70 の2, 平成22年 改正措法 附則124② ③④	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じます。 ① 非課税限度額(改正前:500万円)を次のように引き上げます。 イ 平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者1,500万円 ロ 平成23年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者1,000万円 ② 適用対象となる者を贈与を受けた年の合計所得金額(所法2①三十)が2,000万円以下の者に限定します。 ③ 適用期限を平成23年12月31日(改正前:平成22年12月31日)までとします。	平月贈得取に税適た22宅金受つ記の択でまなりにる等るつはし、中得贈たて改度でこれのはいの制しる。 成住資をに上前選用します。
○ 住宅取得等 資金の贈与 に係る相続 時精算課税 制度の特例		住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の 特例について、特別控除の上乗せ(改正前:1,000万円) の特例を廃止し、年齢要件の特例の適用期限を平成23 年12月31日(改正前:平成21年12月31日)まで2年延 長します。	
等についての相続税の	平成22年 改正措法	① 事業非継続及び居住非継続宅地等の50%減額の廃止相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等(改正前:200㎡まで50%減額)を適用対象から除外します。 図表-2 事業非継続及び居住非継続の宅地等 電地等の区分	平成22年4 月1日又後の 相続はり取規により取規により取規に を地に、 を地に、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも

〔設例1:共同相続した場合の適用要件の判定〕

次の資料に基づき、小規模宅地等の評価減の規定により相続税が減額される金 額を計算して下さい。

- (1) 被相続人の居住用宅地(相続税評価額2億円・面積200㎡)及びその上に存 する家屋を配偶者と長男で共同(共有)で相続しました。
- (2) 上記(1)の居住用宅地及び家屋の共有相続分は配偶者が1/10、長男が9/10 となっています.
- (3) 長男は、被相続人と同居しておらず別生計でしたので、長男の取得する宅地 部分は、特定居住用宅地等の適用要件を満たしていません。

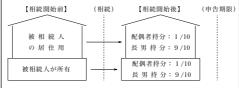
[解答]

200.000.000円×1/10×80%=16.000.000円 (減額さ れる金額)

(注) 改正前においては長男の取得分も含めて特定 居住用宅地等として80%の評価減(200,000,000円 ×80%=160,000,000円)の適用が可能でした。

しかし、改正後においては、配偶者の取得した 宅地のみが特定居住用宅地等として80%の評価減 が可能となります。

図表-3 配偶者及び親族が共同相続した場合



の2②かっ こ書き

旧措 令40 3 一棟の建物の敷地の一部が特定居住用宅地等である

一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のう ちに特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ 以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽 減割合を計算します。

〔設例2:一棟の建物の敷地の一部が特定居住用宅地等である場合〕

次の資料に基づき、小規模宅地等の評価減の規定により相続税が減額される金 額を計算して下さい。

- (1) 被相続人の居住用宅地(相続税評価額3億円・面積200㎡)及びその上に存 する家屋 (3階建アパート) を配偶者がすべて相続しました。
- (2) 上記(1)の家屋の床面積は、各階とも100㎡となっています。
- (3) 配偶者は、上記(1)の家屋の3階に居住していますが、1階及び2階は空室 となっています。

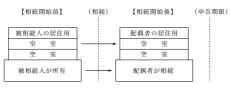
[解答]

300,000,000円×1/3×80%=80,000,000円(減額さ れる金額)

(注) 改正前においては敷地のすべてを特定居住用 宅地等として80%の評価減(300,000,000円×80%= 240.000.000円)の適用が可能でした。

しかし、改正後においては、配偶者の居住用部分 に対応する敷地部分についてのみが特定居住用宅地 等として80%の評価減が可能となります。

図表-4 一棟の建物の敷地の一部が特定居住用宅地等で ある場合



新措令40 4 特定居住用宅地等の明確化

0.02(6)

特定居住用宅地等は、被相続人の居住の用に供さ れていた宅地等が二以上ある場合には、被相続人が 主として居住の用に供されていた一の宅地等に限ら れます。

⑤ 用語の定義

新措法69

イ 特定居住用字地等の定義

Ø4(3)___

特定居住用宅地等とは、被相続人等の居住の用に 供されていた宅地等(その宅地等が二以上ある場合 には、一定で定める宅地等に限ります。) で、その 被相続人の配偶者又は次に掲げる要件のいずれかを 満たすその被相続人の親族(その被相続人の配偶者 を除きます。) が相続又は遺贈により取得したもの をいいます。

- (イ) その親族が相続開始の直前においてその宅地 等の上に存する被相続人の居住の用に供されて いた家屋に居住していた者であつて、相続開始 時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、 かつ、その家屋に居住していること。
- (ロ) その親族(その被相続人の居住の用に供され ていた宅地等を取得した者に限ります。)が相 続開始前三年以内に相続税法の施行地内にある その者又はその者の配偶者の所有する家屋 (そ の相続開始の直前においてその被相続人の居住 の用に供されていた家屋を除きます。) に居住 したことがない者(一定で定める者を除きま す。) であり、かつ、相続開始時から申告期限 まで引き続きその宅地等を有していること (そ の被相続人の配偶者又は相続開始の直前におい て(イ)に規定する家屋に居住していた親族で一 定で定める者がいない場合に限ります。)。

(ハ) その親族が当該被相続人と生計を一にしてい た者であつて、相続開始時から申告期限まで引 き続きその宅地等を有し、かつ、相続開始前か ら申告期限まで引き続きその宅地等を自己の居 住の用に供していること。 新措法69 口貸付事業用宅地等の定義 の4③ 四. 貸付事業用宅地等とは、被相続人等の事業(不動 産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業に 新措令40 0)2(4)(5) 限ります。以下「貸付事業」といいます。)の用に 供されていた宅地等で、次に掲げる要件のいずれか

を満たすその被相続人の親族が相続又は遺贈により 取得もの(特定同族会社事業用宅地等を除き、被相 続人等の事業の用に供されていた宅地等のうち、そ

の適用要件に該当する部分に限ります。) をいいま す。 (イ) その親族が、相続開始時から申告期限までの

間にその宅地等に係る被相続人の貸付事業を引 き継ぎ、申告期限まで引き続きその宅地等を有 し、かつ、その貸付事業の用に供していること。

図表-5 被相続人の事業の用に供されていた宅地等



(ロ) その被相続人の親族がその被相続人と生計を 一にしていた者であって、相続開始時から申告 期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、相 続開始前から申告期限まで引き続きその宅地等 を自己の貸付事業の用に供していること。

図表-6 被相続人と生計を一にする親族の事業の用に 供されていた宅地等



○ 非上場株式 新措法70

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度 等に係る相 の7②一ホ について、同制度が適用されない一定の法人の株式等 続税・贈与 へ,同法70 を会社を通じて保有する場合における認定要件の明確 税の納税猶 の 7 ② 五, 化を図るとともに、この場合において認定を受けた当

予制度	の2②一ホ	該会社の株式等に係る納税猶予税額の計算上、当該法 人の株式等相当額を算入しないこととする等の所要の 見直しを行います。
定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価	新相法24	(1) 給付事由が発生している定期金に関する権利の評価額は、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額とします。
0	新相法25	② 給付事由が発生していない定期金に関する権利の 評価額 給付事由が発生していない定期金に関する権利の 評価額は、原則として、解約返戻金相当額とします。

図表-8 給付事由が発生していない定期金に関する権 利の評価額

区分	改正前	改正後
給付事由が 発生してい	払込済掛金等の総額×払込開始 からの経過期間に応じた下表の	
ない定期金	経 過 期 間 割 5年以下のもの 90 5年超 10年以下のもの 100	습 %
	10年超 15年以下のもの 110 15年超のもの 120	%

改正法32 (2).

平成22年 改正法令 附則2①

平成22年 ③ 経過措置の適用除外となる定期金に関する権利の 節囲

- ②の経過措置の規定については、次に掲げるもの に係る定期金給付契約に関する権利については、適 用されません。
 - イ 保険者が被保険者の死亡に関し保険金を支払 うことを約する生命保険契約におけるその保険 金(生命保険控除(所法764)に規定する個人 年金保険契約等及び保険期間が被保険者の終身 である保険契約で、その保険料を一時に払い込 むものを除きます。)
 - ロ 確定給付企業年金法に係る規約に基づいて支 給を受ける年金及び適格退職年金契約に基づい て支給を受ける年金

改正法令 附則2②, 平成22年 改正法令 附則2

平成22年 ④ 新規契約とみなす変更

平成22年3月31日以前に締結された定期金給付契 約のうち、平成22年4月1日から平成23年3月31日 までの間に変更(軽微な変更を除きます。)があっ たものに係る上記②の規定の適用については、その 契約はその変更があった日に新たに締結された定期 金給付契約とみなされます。

なお、軽微な変更とは、定期金給付契約に係る次 に掲げる変更以外の変更をいいます。

- イ 次に掲げる事項の変更その他その契約に関す る権利の価額の計算の基礎に影響を及ぼす変更
- (イ) 解約返戻金の金額
- (ロ) 定期金に代えて一時金の給付を受けること ができる契約に係るその一時金の金額
- (ハ) 給付金を受けるべき期間又は金額
- (二) 予定利率
- ロ 契約者又は定期金受取人の変更
- ハ その契約に関する権利を取得する時期の変更
- ニ 上記イからハに掲げる変更に類する変更

0	相続税の障	新相法19	相続税の障害者控除について、控除額の算出に用い	平成22年4
	害者控除	Ø4(1),	る年数を相続人等が85歳(改正前:70歳)に達するま	月1日以後の
		平成22年	での年数とします。	相続又は遺
		改正法附	〔算式〕	贈に係る相
		則31	① 一般障害者の場合	続税につい
			(85歳-相続開始時の年齢) × 6 万円=一般障害者	て適用します。
			の控除額	
			② 特別障害者の場合	
			(85歳-相続開始時の年齢)×12万円=特別障害者	
			の控除額	
			(注) 85歳に達するまでの年数が1年未満であると	
			き又は1年未満の端数があるときは、これを1年	
			として計算することとしています。	
	相続人が受	新相法3	 ① 小規模企業共済制度の共同経営者の死亡に伴い支	
	け取った死		給を受ける一時金	
	亡退職金で		小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共	
	その合計額		同経営者の死亡に伴い支給を受ける一時金について、	
	のうち一定		所要の法律改正を前提に、相続税法上のみなし相続	
	金額		財産(退職手当金等に含まれる給付)として相続税	
	ME HX		の課税対象とするとともに、法定相続人1人当たり	
			500万円までの非課税制度の対象とします。	
			 ② 中小企業退職金共済制度の従業員の死亡に伴い支	
			 給を受ける一時金	
			中小企業退職金共済制度の加入対象者に追加され	
			る従業員の死亡に伴い支給を受ける一時金について、	
			所要の省令改正を前提に、相続税法上のみなし相続	
			 財産(退職手当金等に含まれる給付)として相続税	
			の課税対象とするとともに、法定相続人1人当たり	
			500万円までの非課税制度の対象とします。	
		l		

V 消費課税 (消費税法)

≪改正のポイント≫

1 課税事業者を選択等した2年間の期間中に、調整対象固定資産を取得した場合、その取得があった課税期間を含む3年間は、引き続き事業者免税点制度が適用できないこととする。

産及び固定資産を問わず購入した日の属する課税 期間において全額控除対象とされています。

しかし、固定資産のように長期にわたって使用 されるものについては、購入時の用途や課税売上 割合だけで仕入税額控除を完結させることは必ず しも適切な方法であると考えられません。そこで、 一定金額以上の調整対象固定資産については、仕 入に係る消費税額を調整することとしています。

なお、調整対象固定資産に係る消費税額の調整 制度には、「課税売上割合が著しく変動した場合 の調整 (消法33) | 及び「課税業務用調整対象固 定資産を非課税業務用に転用した場合の調整(消 法34) | があります。

消法2① 十六,消令

② 調整対象固定資産の定義

調整対象固定資産とは、建物、構築物、機械及 び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、 器具及び備品、鉱業権その他の資産(棚卸資産を 除きます。) で、その資産に係る課税仕入に係る 支払対価の額の100/105に相当する金額又は保税 地域から引き取られる資産の課税標準である金額 が、一の取引の単位につき100万円以上のものを いいます。

図表-2 調整対象固定資産の範囲

		86E	囲		調整対象固定資産の区分
	棚	卸	資	産	
固定		税仕入に係る 0/105	支払対価の額	100万円未満	調整対象固定資産に該当せず
資 産		税地域から引 課税標準であ	き取られる資 る金額(注)	100万円以上	調整対象固定資産に該当

(3) 保税地域から引き取られる資産の課税標準である金額とは CIF価格に消費税 以外の消費税等及び関税を加算した金額となります。

同法12の 2(2)(3).

平成22年 改正法附 則35①②

新消法97. (3) 改正の内容

① 事業者免税点制度の適用の見直し

次の期間(簡易課税制度の適用を受ける課税期 間を除きます。) 中に、調整対象固定資産を取得 した場合には、当該取得があった課税期間を含む 3年間は、引き続き事業者免税点制度を適用しな いこととします。

- イ 課税事業者を選択することにより、事業者免 税点制度の適用を受けないこととした事業者の その選択の強制適用期間(2年間)
- ロ 資本金1,000万円以上の新設法人につき、事 同日以後設 業者免税点制度を適用しないこととされる設立 当初の期間(2年間)

平成22年4 月1日以後に 課税事業者 選択届出書 を提出した 事業者の同 日以後開始 する課税期 間から適用 します。

立された法 人について

